

公益財団法人群馬県生活衛生営業指導センター
平成 29 年度 事業計画書

- 1 生活衛生関係営業対策事業(定款第4条第1号及び第2号(1)及び(2)に該当する事業)
群馬県内における生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上、並びに経営の健全化、振興等についての相談及び指導、更に、生活衛生関係営業に関する消費者、または利用者の苦情処理、並びに営業者または、生活衛生同業組合の指導等に資するため、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(以下、「生衛法」という。)第57条の4第1項に規定する事業を実施する。
 - (1) 生活衛生営業経営指導員設置及び相談室設置事業
「生活衛生関係営業経営指導員設置要綱」の第5条に定める資格を有する経営指導員3名を常駐させ、生衛業に関する相談・指導を実施する。
また、事務所内に相談室を設置し、相談室の運営に関する処務等一般事務を担当する事務職員1名を置く。
なお、(株)日本政策金融公庫国民生活事業の生活衛生資金貸付にあたって、衛生水準を高め近代化を促進する目的の設備資金貸付に対し、群馬県知事の委託を受けて融資申込書類作成指導及び助言を行い推薦書を発行する。
 - (2) 相談指導顧問設置事業
生衛業の経営の健全化を図るため、弁護士・税理士(指導センター顧問)・社会保険労務士を配置し、専門的知識を必要とする相談に対し実践的なアドバイスをを行う。
 - (3) 生衛業経営改善資金融資等指導事業
生衛業の小規模事業者に対し、金融面の指導助言を行うと共に、(株)日本政策金融公庫国民生活事業融資の普及啓発を図る。
 - (4) 相談支援連絡協議会事業
厚生労働省課長通達により、各生活衛生同業組合を通じ生活衛生業界、生活衛生営業者に対する支援を行う。
 - (5) 後継者育成支援事業
生衛業の後継者確保に関する取り組みを支援するため、インターンシップモデル事業等の実施を支援する。
 - (6) 生活衛生情報整備事業
生衛業の振興及び衛生水準の維持向上等を図るため、ホームページ等を利用した情報の提供等を行う。
 - (7) 健康・福祉対策推進事業(災害時支援体制整備等推進事業)
各生活衛生同業組合役員を中心とする「危機管理対策委員」の情報収集や知識の習得、緊急時受け入れ体制の準備検討等、社会的要請に応える。
 - (8) 健康・福祉対策推進事業(感染症対策事業)
各種感染症等の拡大防止、新たな感染症に対する対策の普及啓発等、また、生活衛生業界に求められている福祉の増進や社会的要請に応える。
 - (9) 地域活性化連携事業
生衛業界と地域社会の関わりについて、現状を把握し、積極的な社会貢献活動を進めて、生衛業界の基盤強化と活性化につなげるための取り組みを行う。
 - (10) 消費者コールセンター等事業(苦情処理事業)
消費者にとって極めて身近な生衛業に対する消費者からの苦情相談体制を構築し、消費者の利益の擁護の充実を図り、更に営業者の経営体制を守るため、弁護士による法律相談などの活動にも取り組む。

2 標準営業約款登録事業(生衛法第57条の12)

標準営業約款登録に関する営業者の登録(定款第4条(3)に該当する事業)

該当業種 : 理容業・美容業・クリーニング・麺類飲食店・一般飲食店

登録時期 : 8月・2月(年2回)

3 研修会等事業

クリーニング師研修等事業(定款第4条(4)に該当する事業)

「クリーニング業法」の規定により、群馬県知事より(公財)全国生活衛生営業指導センターを経て、当群馬県生活衛生営業指導センターが実施の委託を受けて開催する。

クリーニング師研修 : 9月・11月(年2回)

クリーニング業務従事者講習 : 8月・10月(年2回)

4 受託事業

(1) 民活型生活衛生向上事業(定款第4条(9)に該当する事業)

生活衛生関係営業者が自主的に公衆衛生水準を確保し、提供するサービスの向上を図るため、群馬県並びに前橋市より委嘱を受けた生活衛生アドバイザーが営業施設の訪問相談・指導等を行う。

(2) 生活衛生関係営業衛生水準確保・向上事業

消費者の安心安全のため生衛業界の基盤強化を図り、衛生水準を確保向上させるための事業を実施する。

(3) 経営特別相談員研修会(定款第4条(5)に該当する事業)

群馬県が養成し委嘱した、生衛業経営特別相談員に必要とされる知識を習得させる目的で、(公財)全国生活衛生営業指導センターの委託により研修会を開催する。

(4) 生活衛生関係営業景気動向等調査事業(定款第4条(9)に該当する事業)

・景気動向調査 : 日本政策金融公庫より(公財)全国生活衛生営業指導センターが受託する予定の調査事業を実施する。